

幌延町における電源三法交付金の使い道

① 電源立地地域対策交付金 — 1億1,875万円

- 町立病院運営費充当 …………… 1億円
- 町立保育所運営費充当 …………… 1,621万円
- おもしろ科学館屋外イベント ……… 254万円

電源立地地域対策交付金は交付の対象となる事業に制約があるため、対象となる事業に充当し一般財源の負担軽減をはかることで、除雪業務や街路灯整備といった3ページに掲げる一般会計の主な事業の一部に間接的に充当されています。

② 広報・安全等対策交付金 ————— 900万円

- 移動図書館「サイエンス号」運行 …… 37万円
- エネルギー関連施設見学会等 ……… 415万円
- 深地層の研究等広報事業 …………… 344万円
- 総務管理費（資料収集業務） ……… 104万円

③ 深地層研究施設整備促進補助金 — 2億7,071万円

※深地層研究施設整備促進補助金は、幌延地圏環境研究所の運営に充てられています。（金額は申請額）



原子力立地 給付金について

町では、平成16年度より3年間とすることで、この電源三法交付金の一部を一般家庭に対する給付金として、電気料金の実質的割引を行ってきました。

給付額は、1世帯当たり年間8,100円となっています。

この給付事業についてですが、3年後には再度、交付金の活用方法を検討することにしていましたので、平成19年度以降については、約1,300万円となる交付金を、福祉・医療サービスの充実、少子・高齢化対策事業などに使っていきたいと考えています。

なお、19年度は「総合体育館のリアフリー化事業（1,526万円）」に活用する計画ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「助役」から「副町長」へ名称が変わります

- 地方分権の推進を図るとともに、地方の自主性・自立性の拡大を図るため平成18年6月に「地方自治法」が改正されました。
- この改正により市町村では助役に代えて、副市町村長をおくことになりました。また、特別職としておかれていた収入役が廃止され、会計事務を行う一般職の職員として会計管理者をおくことになりました。
- このため本町では4月1日から助役は、副町長という名称となります。
- 本町ではすでに収入役を廃止し、助役が兼務していましたが、この度の改正で、4月1日から会計管理者（会計課長が兼務します。）を設置します。
- その他の主な改正点は下記のとおりです。
- 1 吏員の名称の廃止**
地方公共団体の吏員とその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分を廃止する。
 - 2 監査委員制度の見直し**
監査委員の数について、条例で増加できることとする。
 - 3 財務に関する制度の見直し**
クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託、行政財産である建物の一部貸付け等を可能とする。
 - 4 議会制度の充実**
 - (1) 学識経験者等の知見を活用し、政策立案機能を強化
 - (2) 議長への臨時会の招集請求権の付与
 - (3) 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止
 - (4) 専決処分要件の明確化など